

CW 法に係る木材関連事業者登録の推進セミナー・個別相談会 2022 合法木材供給事業者研修会

(併催:「静岡県産材証明制度」に係る運用実務研修会)

(概要報告)

違法伐採問題と「認定事業体の役割」の重要性を認識し、認定事業体における 1. 目的

「分別管理」、「文書管理」等所要の手続きを的確に行うために必要な知識を習得

する。

制度発足 17 年日となる本年度は、クリーンウッド法施行も踏まえ、更なる「信 頼性」と「透明性」の確保に向け、認定事業者の自覚と責務に基づく供給者側の

「責任体制の確立」を目指す。

2. 開催日&会場 :

7 O I E E E E E E	
開 催 日	会場
令和4年 10月 5日(水)	【西部会場】浜松市総合産業展示館 (3階 7·8議室) 浜松市東区流通元町 20-2
10月11日(火)	【東部会場】プラサヴェルデ(4O1 会議室) 沼津市大手町 1 -1-4
10月14日(金)	【中部会場】県静岡総合庁舎(本館 7 階 第 8 会議室) 静岡市駿河区有明町 2-20

3. 参加者 : 合計 170 名

> 西部地区 63 名(うち認定事業者 58 名) 東部地区 52 名(うち認定事業者 47 名) 中部地区 55 名(うち認定事業者 50 名)

4. 内容 : 司会/静岡県木材協同組合連合会 望月順美

静岡県木材協同組合連合会 事務局 ●開会挨拶 :

日頃の合法制度、県産材証明制度運用の協力に対する御礼および、9月24日 の台風 15号について、1日も早い復旧ができるようお見舞いを述べた。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境に対する配慮に関心が向い ている近年、木材においても同様に、県や国などの様々な事業を活用する際は、 合法木材であることは必須条件となっていることを説明した。

合法木材の制度は、各自が正しい認識を持って合法性の証明を繋いでいくこと が必須であり、その為に認定期間内(3 年間)に 1 回以上は当研修を受講すること で原点に立ち返り、適格な運用に努めていただくよう伝えた。

講座 1 県産材の利用促進と静岡県産材証明制度

・講師/静岡県 経済産業部 森林・林業局 林業振興課

公共部門での県産材利用の取り組みについて、方針政策の説明と、県産材制 度を適応している工事ついて紹介がされた。

県公共工事で使用する材は、原則「静岡県産材」であること、また、「住ん でよし しずおか木の家推進事業」など、県産材証明制度を利用した助成事業 と、販売管理票の適切な運用および管理に関する注意点にポイントを置き、概 説された。

更に、県による「定期検査」について、前年度に竣工した公共工事の中から 対象を抽出すると説明された。また、運用状況によっては、認定の取消処分が 行われることから、適正運用が要請された。

●講 座 2 : 「現場調査」に見る認定事業者の実態と今後の取り組み

• 講師/静岡県木材協同組合連合会 事務局

現場調査では、「分別管理」、「書類管理」、「運用実務」について訪問して調査を行っており、本年訪問をした10社の概要を報告した。

「分別管理」については、「木材置き場の表示看板」を設置し、合法木材でないものと混在することがないよう呼びかけた。

「書類審査」の結果を概説し、文書の保管期間が5年であること等の運用規定についても説明した。

また、資料「合法木材 ABC」の例を参考に、「合法証明の方法」と「記載必須事項」について説明した。

次に、県内合法木材の仕入(R3:47%)と出荷(R3:23%)の割合について、約半分になっていることを伝え、合法木材として入荷したものは、(過去にさかのぼって合法証明が出来ないため)極力、合法木材として出荷していただくようお願いした。

最後に、「分別管理」と「書類の管理」を的確に運用することで、信頼性と 透明性を確保するよう伝えた。

●講 座 3 : クリーンウッド法(CW法)に係る木材関連事業者の登録制度について

•講師/静岡県木材協同組合連合会 事務局

配布パンフレット「信頼される木材を!~CW 法に基づく登録木材関連事業者のすすめ~」を参考に、CW 法は全ての木材関連事業者が登録できる旨を説明した。

また、配布パンフレット「実務に役立つ『クリーンウッド・ナビ』活用ガイド」で、CW ナビの WEB サイトで合法性の確認が出来ることを伝え、輸入材を取り扱う際や登録時などに、参考にするよう紹介をした。

次に、CW 法は業界団体の認定とは別に、法律に基づく認定機関(6 機関)が合法性の認証している制度であり、全国で 601 社、県内で 19 社が登録をしている。

また、林野庁の補助事業では、CW法に基づく「登録木材関連事業者」となることで、申請枠の拡大や助成金の上乗せ等の優遇措置があることを紹介した。

●入門講座 1 : 広報ビデオ「未来をつくる Goho-wood」

~世界の違法伐採に対応する合法性が証明された木材供給の日本の取り組み~

• 製作/一般社団法人 全国木材組合連合会

●入門講座 2 : 合法木材供給システム「入門講座」

• 講師/静岡県木材協同組合連合会 事務局

合法木材制度に関する「背景」、「需要の動向」等を概説した。

また、県発注の公共建築物や県費事業等では、「県産材証明」と「合法証明」のダブル証明が必要であると説明し、証明発行時に記載する必須事項について説明した。

合法木材制度が、公共事業や補助事業にも認められている制度になっている ことを伝え、引き続き「役割を自覚」すること、責任をもって「合法証明」の バトンをつなげていくことが重要であり、"信頼性"と"透明性"を確保して 運営していただくよう伝えた。

5. アンケート: (西部)回収数 56名(対象 58名、回収率 96.5%)

(東部) 回収数 50名(対象 50名、回収率 100.0%)

(中部) 回収数 41名(対象 47名、回収率 87.2%)

(合計) 147名(対象 155名、回収率 94.8%)



2022 合法木材供給事業者研修会



10/5 西部会場

10/11 東部会場

10/14 中部会場























